

近時の裁判実務における年少女子の
逸失利益の算定と男女間格差について

岡
本
友
子

目 次

I はじめに

II 従来 of 裁判実務の到達点

一 最高裁判例

二 実務の状況：男女格差の是正方法

三 三地裁民事交通専門部による「共同提言」後の状況

III 近時の裁判実務の動向

一 全労働者平均賃金に基づく判決

- 1 高裁判決
- 2 評価
- 二 女子労働者平均賃金に基づく判決
 - 1 高裁判決
 - 2 評価
- 三 最高裁決定
 - 1 全労働者平均賃金の維持
 - 2 女子労働者平均賃金の維持
 - 3 評価
- 四 その後の下級審の状況
 - 1 全労働者平均賃金に基づく裁判例
 - 2 女子労働者平均賃金に基づく裁判例
 - 3 その他の裁判例
 - 4 小括
- IV 考察
- V おわりに

I はじめに

周知のように、最判昭和三九年六月二四日民集一八卷五号八七四頁（以下「三九年判決」と呼ぶ）は、年少者の逸失利益の賠償について、その算定困難性の故に算定不可能として、一概にその請求を否定すべきでなく、あらゆる証拠資料に基づき、経験則と良識を十分に活用し、できる限り蓋然性のある額を算出するよう努め、当該蓋然性に疑義が生じる場合は、被害者側に「控え目」な算定方法を採用する旨を明らかにした。

こうして年少者に逸失利益を認めて以来、裁判実務は、年少者の逸失利益の算定に当たり、他に依拠する適切な統計資料を見いだせずに、「賃金センサス」の利用が常習化し、その男女別労働者平均賃金を基準とした。そのため、現実に稼働している男女の賃金格差が年少者の逸失利益額に反映され、大きな男女格差が生じることとなった。しかも、賃金センサスの平均値がたまたま労働者の年齢別構成比をウェイトにした加重平均であり、この加重平均を逸失利益の算定に用いる理論的検討を経ずに用いてきたため、男女格差の不合理さを一層強めることとなった。¹⁾

具体的には、たとえば、一〇歳の小学生で男子と女子が同じ交通事故で死亡した場合、彼らの得べかりし利益による損害賠償額はいくらかになるか算定してみよう。まず、彼らの逸失利益の基礎をなす収入額を確定すると、平成二四年賃金センサス第一巻第一表により、男子労働者全年齢平均賃金が年額五二九万六八〇〇円、女子労働者全年齢平均賃金は年額三四九万九九〇〇円（男子の約六七パーセント）、男女の区別のない全労働者全年齢平均賃金は年額四七二万六五〇〇円（男子の約八二パーセント）である。

稼働可能年数は通常一八歳から六七歳までの四九年間、生活費を五割、中間利息は年五分のライブニツツ方式により控除すると、一〇歳男子の逸失利益は三二五七万〇〇二三円、一〇歳女子のそれは二一八一万一七三二円であり、年少の男女間の賠償格差は一〇七五万八二九一円と、優に一千万円を超えている。

ここで、従来から実務で広く行われていた、後掲の是正方法の一つでもある、生活費控除割合を男子の五割に對し女子を三割に低減すると、一〇歳女子の逸失利益は八七二万四六九三円増え、三〇五三万六四二五円となり、男女差は二〇三万三五九八円まで縮小する。

その結果、実際に稼働する遠い将来に関して、年少の段階では男女ともに多様な可能性を秘めているにもかかわらず、一〇歳の年少男女間には一千万円超から二〇三万円余の賠償格差が生じることになる。この年少者間の男女格差をどのように考えるべきか。

「男子有職者について所得の差により賠償額に大きな差のあることを肯定する以上、現実の賃金ないしセンサスの平均賃金の男女格差が賠償額に反映するもの仕方がない」との意見もあるが、結果的には人間の価値に差をつけることにもなり、妥当ではないと考える。「生命」は人格権の一つとして重要な法益であり、「男女平等」は明確な憲法上の要請であるから、民法の損害賠償の規定を通じて実現しなくてはならないと解される。

かつて、私は、わが国の判例・通説の損害概念や損害評価の方法に疑問をもち、主として未就労年少者の死亡事例を中心に、とりわけ逸失利益の賠償に内在する男女格差の問題に焦点を当てて、男女格差の是正に消極的な最高裁判例を批判的に検討した⁴⁾。

ところで、周知のように、平成十一年一月二二日、東京・大阪・名古屋の三地裁判事交通専門部が、「交通事故による逸失利益の算定方式についての共同提言」を発表した⁵⁾。「大量の交通事故による損害賠償請求事件の適正

かつ迅速な解決の要請、被害者相互間の公平及び損害額の予測可能性による紛争の予防などの観点」から、逸失利益の算定方式の差異から生じる「地域間格差の問題」について、早急に解決が図られた。すなわち、二〇〇〇年一月一日以降に口頭弁論を終結した事件について、原則として、「幼児、生徒、学生の場合」、逸失利益算定における「基礎収入を全年齢平均賃金又は学歴別平均賃金による」ことを明らかにした。⁶⁾

反面、逸失利益の「男女間格差の問題」については、「是正の必要性及びその可否について多くの検討すべき要素があり、直ちに解決することは困難であり、現時点において早急に結論を出すことは必ずしも相当ではない」として、「更に検討を重ね、徐々にその問題の解消に努めていく」ものとされた。⁷⁾しかし、後述する「全労働者平均賃金」に基づき逸失利益を算定する下級審判決が下されるまで、ほとんど状況は変わらなかったといえる。やはり男女格差の是正が争点となり始めた昭和五〇年代から継続的に取り組むべきであり、今では遅きに失しているのではないか。

そこで、本稿は、この三庁共同提言以降の近時の年少女子の逸失利益の算定や男女格差問題を取り上げ、まずは従来の裁判実務の到達点を確認した上で、近時の「全労働者平均賃金」を採用する下級審裁判例を中心に、裁判実務の状況を分析し、検討することにした。その際、私見とは異なり、差額説的損害論の立場から「逸失利益の賠償」という枠組をとった場合でも、年少者の事例では、損害賠償法上男女格差は許容すべきではないとの立場から、また、損害賠償の算定方法は、単なる事実の認定ではなく、裁判所による損害評価という規範的评价を含む創造的行為であるとの観点から、近時有力な「全労働者平均賃金」による是正方法に対しても、依然として全面的な解決には至っていないとして、批判的に考察を加えることにしたい。

II 従来の裁判実務の到達点

一 最高裁判例

〔1〕最判昭和五六年一〇月八日判時一〇二三号四七頁、交通民集一四卷五号九九三頁（以下「五六年判決」と呼ぶ）小学二年の女兒（八歳）の交通事故による死亡に基づき、第一審東京地判昭和五三年一〇月二三日交通民集一三卷六号一四二九頁は、二二歳から六八歳まで昭和五一年賃金センサスの全労働者平均賃金を基礎に、生活費を三五パーセント控除し逸失利益を算出した。これに対して、原審東京高判昭和五五年一月二五日交通民集一三卷六号一四二六頁は、一五歳から六七歳まで昭和五四年賃金センサスのパートタイム労働者を除く女子全労働者・産業計・企業規模計・学歴計の各年齢階級の平均給与額に家事労働分年額六〇万円を加算し、生活費を五割控除するとともに、慰謝料額においても男女格差を考慮した事案である。

最高裁は、交通事故により死亡した八歳の女兒の将来の得べかりし利益の喪失による損害賠償額を算定するにあたり、「賃金センサスによるパートタイム労働者を除く女子全労働者・産業計・学歴計の表による各年齢階級の平均給与額を基準として収入額を算定したとしても」、八歳の女兒の将来の得べかりし収入額の算定として不合理なものとはいえない。また、右「得べかりし利益の喪失による損害賠償額を算定するにあたり右平均給与額の五割相当の生活費を控除したとしても、不合理なものといえない」と判示した。⁽⁸⁾

〔2〕最判昭和六一年一月四日判時一二一六号七四頁、交通民集一九卷六号一五三一頁（以下「六一年判決」と呼ぶ）

交通事故により死亡した一歳九ヶ月の女兒Aの逸失利益の算定に当たり、原告らは、①年少者の逸失利益の算定がその者の有していた潜在的労働能力の金銭的評価である以上、男女差を設けるべき理由は全くない、②仮に現実の賃金獲得能力の点で男女差があるならば、賃金の差額の大半は主婦労働分と考えるべきであり、これは現実の女性労働者の実態にも即しているとして、男女の区別を排した全労働者の平均賃金を基礎に算定すべきであると主張した。⁹⁾

これに対して、第一審東京地判昭和五七年四月二〇日交通民集一五卷二号五〇六頁は、女子労働者の全年齢平均賃金を採用すべきであり、原告らが主張する男子を含む全労働者平均賃金は相当でないと判断した。すなわち、①逸失利益は、「当該被害者が労働市場においてどれだけの収入を得る蓋然性があつたかを基準に算定すべきところ、現在の労働市場における男女の賃金格差が現実存在することは否定できない」し、②「亡Aが本件事故に遭わなければ稼働を開始したであろう昭和六九年ころには右の格差が解消する蓋然性が高いものと認め得る証拠も存在しない」。したがって、第一審は、一八歳から六七歳まで昭和五五年賃金センサスの女子労働者全年齢平均賃金を基礎とし、生活費を三割控除した。原審東京高判昭和五九年一月二三日交通民集一九卷六号一五四〇頁も、第一審を支持した事案である。

最高裁は、原審が一歳九ヶ月の女兒Aの「将来の得べかりし利益の喪失による損害賠償額を算定するに当たり、昭和五七年賃金センサス第一巻第一表の産業計・企業規模計・学歴計の女子労働者の全年齢平均賃金を基準として収入額を算定したうえ、その後の物価上昇ないし賃金上昇を斟酌することなくライブニッツ式計算法により民法

所定の年五分の利率による中間利息を控除しその事故時における現在価額を算定したことは、交通事故により死亡した幼児の将来得べかりし利益の算定として不合理なものとはいえない」と判示した。

〔3〕最判昭和六二年一月一九日民集四一卷一号一頁、交通民集二〇卷一号一頁（以下「六二年判決」と呼ぶ）交通事故死亡した中学二年の女児A（一四歳）の逸失利益の算定に当たり、第一審長野地木曾支判昭和五七年三月二六日交通民集二〇卷一号六頁は、一八歳から六七歳まで昭和五五年賃金センサスの女子労働者旧中・新高卒平均給与額に昭和五六年の賃金ベースの上昇分としてその五パーセントを加算し、賃金センサスの著しい男女賃金格差を是正するため、さらに家事労働分年額六〇万円を加算した額を基礎に、生活費を四割控除した。これに対して、原審東京高判昭和五七年二月二〇日交通民集二〇卷一号一〇頁は、家事労働分の加算を否定し、生活費を三五パーセントに変更した事案である。

最高裁も、原審を支持し、「死亡時に現実収入のない就労前の年少女子の場合には、当該女子の将来の就労の時期、内容、程度及び結婚後の職業継続の有無等将来につき不確定な要因が多いのであるが、原審が、Aの将来の得べかりし利益の喪失による損害賠償額を算定するに当たり、賃金センサス昭和五六年第一表中の女子労働者、旧中・新高卒、企業規模計（パートタイム労働者を除いたもの）の表による平均給与額を基準として収入額を算定したことは、交通事故により死亡した女子の将来の得べかりし利益の算定として不合理なものとはいえない」。「Aが専業として職業に就いて受けるべき給与額を基準として将来の得べかりし利益を算定するときには、Aが将来労働によつて取得しうる利益は右の算定によつて評価し尽くされることになる」と解するのが相当である。したがつて、「これに家事労働分を加算することは、将来労働によつて取得しうる利益を二重に評価計算することに帰

するから相当ではない。」そして、男女間の賃金格差は現実の労働市場における実態を反映していると解されるところ、女子の将来の得べかりし利益を算定するに当たって、予測困難な右格差の解消ないし縮少を確実なものとして「現時点において損害賠償額に反映させ、これを不法行為者に負担させることは、損害賠償額の算定方法として必ずしも合理的なものであるとはいえない。」したがって、「Aの受けるべき給与額に更に家事労働分を加算すべきでないとした原審の認定判断は、正当として是認することができる」と判示した¹⁰⁾。

かくして、最高裁は、未就労の年少女子の事案で、女子労働者平均賃金により逸失利益を算定しても不合理なものとはいえないとして、原審の裁量判断を尊重する従来からの立場を踏襲するにとどまった。特に、六二年判決によれば、女子労働者平均賃金を基準に逸失利益を算定する以上、将来労働により取得しうる利益は右の算定により評価し尽くされているとして、家事労働分の加算による是正が明示的に否定された。しかし、もともと賃金センサスの数値（平均賃金）は労働者の年齢別構成比を反映したものであり、労働市場から撤退し主婦となった者の労働分を考慮しない前提に立っている。それゆえ、最高裁のいう「二重評価」には当たらないのである。最高裁はこのことを看過している。

さらに、現実社会において男女間の平均賃金に格差があり、格差が容易に解消ないし縮少しない以上それが逸失利益に反映することはやむをえないとして、最高裁が男女格差問題に極めて消極的な立場をとったことは、男女格差問題を解決する上で大きな障害となった。しかし、最高裁が第一に考えなければならない重要なことは、逸失利益の算定に当たり男女間に格差が生じてよいのか、またこの男女格差問題はどのように解決すべきであるかにつき、筋道の通った議論を示すことである。

この点で、「二六一年判決の伊藤正巳裁判官の補足意見」の方が、より説得的であろう。すなわち、多くの可能性をもち将来が極めて不確定な要因に富む幼児の場合、「個人の尊厳ないし男女平等の法理」に照らし、男女による性差別を問う以前の人間的存在として、「その労働能力の金銭的評価」を行つてよく、また「近時の社会情勢等」から、男女格差の原因を成す「雇用形態、賃金体系等」が、将来とも長期にわたつて変容しないとは考えられない。したがつて、少なくとも本件のように就学年齢に達しないような幼児については、男女を含む全労働者全年齢平均賃金を基礎とする手法もまた、一つの合理的な方法として、むしろ積極的に評価してよい視点が含まれているとす

二 実務の状況：男女格差の是正方法

周知のように、実務や学説で主に論じられている男女格差の是正方法は、(1) 女子の生活費控除割合を男子よりも低く認定する方法^①、(2) 女子労働者平均賃金に家事労働分を加算する方法^②、(3) 女子の稼働開始年齢を中学卒業時とする方法^③、(4) 逸失利益の男女差を慰謝料により補完する方法^④、(5) 男女を含んだ全労働者平均賃金を基礎に算定する方法^⑤、(6) 男子労働者平均賃金を基礎に算定する方法^⑥、(7) 男子労働者及び女子労働者の平均賃金の(単純又は加重)平均値を基礎に算定する方法^⑦である。

(1) は、「男女格差の是正という点では微温的であつても、他に波及することが少ない」^⑧ため、実務が好んで用いる方法と言える。女子は職に就いた場合でも一般に行う家事労働を家計費の節減という消極的な利益として捉え、これを生活費控除割合に反映させるものである。実務において比較的早くから取り入れられ、東京地裁方式では主婦・幼児を含む女子につき生活費を三割とする傾向が顕著である。(2) 家事労働分の加算は、前掲六二年判

決が明確に否定したため、実務上、取り得なくなった。(3) 女子のみ中学卒業時から就労開始とすることは、今日ではもはや時代に合わず技巧的すぎる。また、これだけでは格差是正にほとんど寄与しない。(4) 逸失利益の男女差を慰謝料で補充する方については、男子と女子の逸失利益の差額を全て慰謝料に回せば賠償額の総額において男女差が解消されるので、「理論的に最も無理がない」とも言える。しかし、前掲六二年判決が慰謝料額の増額を求めた上告理由を退け、原審の算定した慰謝料額は不当ではないと判断したことや、慰謝料額は裁判官の裁量に委ねられているものの、実務上は被害者類型ごとに定額化されているため、弾力的な運用が期待できないとも考えられる。

要するに、逸失利益の賠償を前提とするならば、現実には稼働していない年少者の場合、死亡の時点における潜在的稼働能力に男女差はないとして、算定の基礎となる収入額を男女ともに、(5) 男女を含んだ全労働者全年齢平均賃金か、(6) 男子労働者全年齢平均賃金を基礎に算定する方法か、(7) 男子労働者と女子労働者の平均賃金の(単純又は加重)平均値を基礎に算定する方法のいずれかとしなければ、逸失利益の男女間格差の問題は根本的に解決しえないことになる。

三 三地利民事交通専門部による「共同提言」後の状況

既に述べたように、東京・大阪・名古屋の三地利民事交通事故専門部による「共同提言」において、逸失利益の算定方式は、いわゆる「東京方式」(全年齢平均賃金又は学歴別平均賃金とライブニッツ係数の組合せ)に統一され、逸失利益の「地域間格差」の問題は、ようやく解消した。

他方、「男女間格差の問題」については、共同提言が将来に向けて是正の方向性を明らかにしなかった。そのた

め、年少女子の逸失利益の算定や男女格差の是正について、「共同提言」以降の裁判実務の動向が注目された。現職の裁判官からも、男女格差の是正について問題提起がなされた。

早くも、平成一二年五月二七日開催の「平成一二年度(31回)日本交通法学会定期総会」の渡邊判事の報告「未就労年少者の逸失利益の算定における男女間格差」¹⁹⁾、同年一二月一六日開催の座談会「最近の交通事件をめぐる諸問題」の「二 逸失利益の算定における男女間格差」²⁰⁾において、年少女子の逸失利益を算定する基礎収入として、男子を含む全労働者全年齢平均賃金の利用がより高い合理性を有する旨、私見が述べられた。²¹⁾また、二〇〇〇年一二月公表の「東京地裁民事交通部における事件処理の現状」において、「最近、判例の動きが最も注目される論点の一つ」として、逸失利益の男女格差問題を挙げ、「最近有力になりつつあるのは、女子労働者だけでなく、男子労働者を含んだ『全労働者平均賃金』を基礎収入として年少女子の逸失利益を算定する立場」²²⁾で、この場合の生活費控除率は「四五パーセント」で「おおむね実務的コンセンサスが得られたように思われる」²³⁾と記されていた。

続いて、平成一三年五月一七日、司法研修所が、特に造詣の深い東京・大阪・名古屋の各裁判官を招き、「損害賠償請求訴訟における損害額の算定——平成一三年度損害賠償実務研究会 結果要旨」²⁴⁾を開催した。その「第二 逸失利益の算定における男女間格差について」²⁵⁾議論され、その研究結果要旨として、未就労年少者は、「多様な就労可能性を有することから、現在の男女間格差を、将来の逸失利益の算定に直接的に反映させるのは、将来の収入の認定ないし蓋然性の判断として合理的なものとはいえない」、近時、女性の雇用をめぐって、「雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法といった女性をめぐる法制度、社会環境が大きく変化しつつあり、男性の占める職場領域への女性の進出、更に男女平等であるべしという社会的な意識も併せて考慮すれば、「少なくとも中学生までの年少女子については」、将来の逸失利益の算定に際して、賃金センサスにおける女子労働者の平均賃金ではなく、女

性が将来において選択し得る職業領域の多様さを反映するものとして、「全労働者平均賃金」を基礎収入とすることが、「当面の方向性」として考えられると述べられた。⁽²⁶⁾

平成一三年一〇月二七日、河邊裁判官による講演「民事交通訴訟の現状と課題」が開催され、「最近の民事交通事件をめぐる最もホットな論点」「最近、最も判例の動きが注目される論点」として、「(1)逸失利益における男女間格差」について、「民事二七部は、『全労働者平均賃金』を用いて年少女子の逸失利益を算定する立場」を採っている、この場合の生活費控除率は「四五パーセント」で「おおむね実務的コンセンサスが得られたように思われる」⁽²⁷⁾と記述された。二〇〇一年一二月一四日開催の「人身賠償補償研究会」においても、東京地裁民事二七部の裁判官による報告と質疑応答があり、「年少女子の逸失利益」について二七部の確固たる立場が述べられた。⁽²⁸⁾ ついで、二〇〇二年七月には、大阪高裁の大島判事による「逸失利益の算定における中間利息の控除割合と年少女子の基礎収入」⁽²⁹⁾と題する論文も、全労働者全年齢平均賃金と生活費控除率四五パーセントの組み合わせをより合理的な算出方法とされた。

さらに、二〇〇七年四月二一日開催の、40周年記念座談会「東京・大阪・名古屋の民事交通部における逸失利益算定・慰謝料算定の現状——三庁共同提言をふまえて——」では、東京・大阪・名古屋の各地裁では、年少女子の逸失利益の算定にあたり、収入額は全労働者平均賃金、生活費控除割合は四五パーセントで固まっていると表明された。⁽³⁰⁾ 二〇〇七年のいわゆる「赤い本」(財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部編『民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準』)の齊藤裁判官による「4、逸失利益の算定における賃金センサス」も、「実務上は、全労働者の平均賃金を基礎収入とする運用が定着している」⁽³¹⁾と公表された。⁽³²⁾

そうすると、先ほどの一〇歳の小学女子の例では、平成二四年賃金センサス全労働者全年齢平均賃金年額四七二

万六五〇〇円（男子労働者全年齢平均賃金の約八九パーセントに当たる）を基礎に、生活費を四五パーセント控除して女子の逸失利益を算定すると、三一九六万円九五七三円となり、男女間格差は先ほどの二一八万円余りから六〇万円まで縮少する。男女格差は解消しないが、四分の一強程度まで縮少することになる。

Ⅲ 近時の裁判実務の動向

平成一一年一月の「逸失利益の算定方式についての共同提言」後、奈良地葛城支判平成一二年七月四日判時一七三九号一一七頁、交通民集三三卷四号一一四一頁（後掲②の原審）が嚆矢となつて、一四歳の中学女子の逸失利益の算定にあたり、賃金センサスの全労働者全年齢平均賃金を基礎収入とした。東京地判平成一三年三月八日判時一七三九号二一頁（後掲①の原審）が一歳歳の小学女子の事例でこれに続き、それぞれの控訴審、①東京高判平成一三年八月二〇日判時一七五七号三八頁、②大阪高判平成一三年九月二六日判時一七六八号九五頁も、全労働者全年齢平均賃金を採用した原審を支持した。

①判決は、年少女子の事例で、高裁として初めて、逸失利益の基礎となる収入額に全労働者全年齢平均賃金を用い、これにより逸失利益の男女格差を是正しようと試みた点に、判決の意義があり、社会の注目を集めた。⁽³³⁾最近では、男女雇用均等法の改正等により将来の男女差がなくなる可能性が高いとして、女兒について男女平均（全労働者平均）賃金をもとに逸失利益を算定する下級審裁判例が現れ、平成一三年になり、全労働者全年齢平均賃金を支持する後記①東京高裁判決、②大阪高裁判決が続けて下されたため、実務はその方向に向かうかと思われた。⁽³⁴⁾

しかし、同時期に、従前の女子労働者平均賃金による手法を維持する後掲の⑥東京高裁判決、⑦福岡高裁判決も下され、最高裁の判断が注目された。最高裁は、どちらの算定方法についても原審の結論を維持するという結果に終わった。

一 全労働者全年齢平均賃金に基づく判決

1 高裁判決⁵⁵⁾

①東京高判平成一三年八月二〇日判時一七五七号三八頁、交通民集三四卷四号八四五頁

本判決は、女子年少者の逸失利益の算定に、全労働者の平均賃金を採用した初めての高裁判決である。

最大の争点は、交通事故により死亡した一歳の小学女子Aの逸失利益の算定において、原告が、基礎収入として賃金センサスの産業計・企業規模計による全労働者の全年齢平均年収四九万八七〇〇円、生活費控除率四〇パーセントを主張したのに対して、被告は、男女間の賃金格差が事実として存在し、この解消が容易に進まない社会の実情から、女子労働者の全年齢平均賃金を用いるべきと主張した点である。

第一審東京地判平成一三年三月八日判時一七三九号二二頁、交通民集三四卷四号八四九頁は、「未就労の年少女子が死亡した場合における逸失利益の算定の基礎としては、女性が将来において選択し得る職業領域の多様さを反映するものとして、男女の労働者全体の就労を基礎とする全労働者の平均賃金を採用することが、より合理性を有する」と判示した。その理由としては、i「未就労年少者は、現に労働に従事している者とは異なって、多様な就労可能性を有するものであるから、現在就労する労働者の労働の結果として現れる労働市場における男女間の賃金格差を、将来の逸失利益の算定に直接的に反映させるのは、将来の収入の認定ないし蓋然性の判断として必ずしも

合理的」ではない、ii かえって、「未就労年少者の多様な発展可能性を性により差別する」ことになり、「個人の尊厳ないし男女平等の理念に照らして適当ではない」こと、iii 雇用機会均等法により広い職業領域で女性労働者の進出の確保が図られ、これを支援する形で、労働基準法が女性の勤務時間などの勤務規制を緩和し、さらに、男女共同参画社会基本法が制定され、女性をめぐる法制度、社会環境が大きく変化しつつあること、iv その結果、今日においては、男女間の賃金格差の原因となっている従来の就労形態にも変化が生じ、女性が、これまでの女性固有の職業領域だけでなく、男性の占めていた職業領域にも進出しつつあること等、である。

このように解することは、年少女子の死亡による逸失利益を、賃金センサスの女子労働者の全年齢平均賃金を基準として算定しても不合理なものとはいえないとした前掲の五六年判決、六一年判決、六二年判決と抵触するものではないと判断した。

そこで、本件事故による亡Aの逸失利益は、本件事故発生のある平成一一年の賃金センサス第一巻第一表産業計・学歴計・企業規模計による全労働者の全年齢平均賃金年四九六万七二〇〇円を基礎収入とし、未就労の年少男子の場合との均衡や女性の消費支出の動向等に鑑み、生活費控除割合を四五パーセントと認めるのが相当とした。

東京高裁は、i 賃金センサスによる平均賃金には男女間で相当の格差が存在しているが、その原因は、男女の役割分担についての従来の社会通念の下に、女子にあつては、家事労働（出産・育児も含む）との関係から就労期間、労働時間、職務内容が制約された状態にある者が多いためであり、本来有する労働能力については、個人差はあつても性別に由来する差は存在しないと述べた。ii 就労可能年齢にまだ達しない年少者の場合、現に就労可能年齢に達している者とは異なり、多様な就労可能性を有しており、また、法制度や社会環境、更には社会の意識等、女子の就労環境をめぐる近時の動向等も勘案すると、年少者の将来の就労可能性の幅に男女差はもはや存在しないに

等しい状況にある。もっとも、近い将来において、女子の方が男子に比べて低い収入の就労条件の下で就労する者の割合が多いという現状に大きな変化が生じ、平均賃金の男女間格差が解消するという見込みがあると言いが、このことと、年少者の一人に一人について就労可能性が男女を問わず等しく与えられていることとは別個の問題である。iiiそもそも性別は個々の年少者の属性の一つにすぎず、年少者の逸失利益の算定において他の属性を無視し、統計的数値の得られやすい性別のみを採り上げることは、収入という点での年少者の将来の可能性を予測する方法として合理的であるとは到底考えられず、性別による合理的な理由のない差別であるというほかない。

したがって、高校卒業までか、少なくとも義務教育を修了するまでの女子年少者については、逸失利益算定の基礎収入として賃金センサスの女子労働者の平均賃金を用いることは合理性を欠き、男女を併せた全労働者の平均賃金を用いるのが合理的であると判示して、第一審を支持し、控訴を棄却した。

②大阪高判平成一三年九月二六日判時一七六八号九五頁、交通民集三四卷五号二〇三頁

交通事故により死亡した一四歳の中学女子Aの逸失利益の算定につき、第一審奈良地葛城支判平成一二年七月四日判時一七三九号一一七頁、交通民集三三卷四号一一四一頁は、i現に稼働している者間で賃金格差があることとは異なり、年少者の逸失利益の算定結果に男女間で差異が生じることは、まさに、性別で年少者の未定の発展可能性に差異を設けて、一方的に差別することを意味し、妥当とはいえない、ii雇用機会均等法等の制度的な背景の下、女性が男性と同じ仕事、男性と同じだけ就労できる選択肢が与えられるようになってくることは周知の事実であるとして、「将来の収入の蓋然性として、少なくとも中学生までの女子の逸失利益の算定にあたっては、特段の事情がない限り、男子を含む全労働者の全年齢平均賃金を用いることが女子労働者の全年齢平均賃金を用いるより

合理性を有する」と判示した。

前掲昭和六一年判決については、「一般論として、女子年少者の逸失利益の算定にあたって全労働者平均賃金を基礎収入に用いることを否定した内容のものではない」から、前記のような考え方も、「最高裁判所の判例に抵触するものではない」と判断した。

本件において、亡Aは、本件事故当時満一四歳の健康な女子中学生であり、将来は保母の職を希望して大学進学も目指していたことが認められるから、特段の事情があるとはいえず、亡Aの逸失利益算定にあたっての基礎収入としては、本件事故年である平成八年度の賃金センサスの産業計・企業規模計・学歴計の全労働者平均賃金の年収四九五万五三〇〇円をもって相当と認めた。

大阪高裁も、i 未就労年少者は、現に労働に従事している者とは異なり、不確定的な要素があり、多くの可能性を有することも事実で、現在就労する労働者の男女間の賃金格差を将来の逸失利益の算定に直接反映させることは、算定方法としては控え目に過ぎ、可能な限り蓋然性のある額を算出したことになるのか疑問であり、社会状況ないしは労働環境等の変化に即応して、より合理的な算定方法が探索されるべきである、ii 男女の賃金格差が完全に解消される蓋然性はないとしても、女性も男性並に働き、かつ、男性と同等に扱われる社会的基盤が形成されつつあることは確かな事実であり、この社会状況等の変化を踏まえるならば、「逸失利益の算定においても、女性が将来において選択し得る職域の多様さを反映する方法が選択されるべきである」、したがって、「特段の事情のない限り、労働者全体の就労を基礎とする全労働者の平均賃金の方が、未就労年少女子にとって可能な限り蓋然性のある額を算出しうる、より合理的な算定方法である」と判示した。

但し、生活費控除率については、第一審の四〇パーセントに対し、女性が社会に参画し、男性並みに稼働し、全

労働者の平均賃金程度の収入を上げるためには、従前とは異なりそれ相当の生活費の増加が見込まれるが、労働の実態を男性と全く同様に考えることもできず、女性の消費支出の動向も男性と異なるとして、四五パーセントを相当とした。

③ 札幌高判平成一四年五月二日LEX/DB28071973

本件交通事故により交通事故により事故当時一〇歳女子に後遺障害が生じた事案。後遺症逸失利益の算定につき、札幌高裁は、以下の理由により、賃金センサスの男女を合わせた全労働者の全年齢平均賃金を基礎として算出するのが相当であると判示した。

賃金センサスによれば、現在でも男女間の平均賃金に格差があることは明らかであって、これが近い将来解消される見込みがあるとはいえないから、従来の裁判実務が、かかる実態を前提として、女子年少者の逸失利益を算定するに当たり、賃金センサスの女子労働者の全年齢平均賃金を基礎としてきたことには相応の理由があるといえる。しかし、他方、近時、女子の就労を取り巻く社会状況が変化してきていることも明らかであり、制度的にも、いわゆる男女雇用機会均等法の制定や労働基準法の女子保護規定の撤廃等により、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるとともに、女子の職域が大幅に拡大されてきているところ、雇用の実情をみても、従前男子のみの職種とされていた職場への女子の進出、或いは管理職に登用される女子の増加など、職種や就労形態での男女間の相違は確実に狭まりつつあり、この傾向は今後も続くものと予測される。

ところで、賃金センサスに顕れた男女間の賃金格差は、それが直接そのまま女子労働者と男子労働者の労働能力の差異に由来すると単純に結論付けられるものではない。むしろ、その点は、昔からの男女の役割分担の考え方に

影響されて、男子労働者に比較して女子労働者が、その有する労働能力のうち家事労働により多くを振り分けなければならなかったことに起因している面が多分にある。単に「労働能力」を問題にする場合、個人差を超えて、性差を重視する考え方にはやはり疑問が残る。

逸失利益の算定は、それが将来の予測であるために、統計的な数値に頼らざるを得ないところ、前記のような社会状況の変化に加えて、上記労働能力の性質論を勘案した場合、現時点では、少なくとも多様な可能性を内包する女子年少者の逸失利益の算定に当たっては、賃金センサスの女子労働者の全年齢平均賃金ではなく、男女を合わせた全労働者の全年齢平均賃金をその基礎として採用するのがより合理的と判断した。

したがって、本件では、平成一〇年の賃金センサス第一巻第一表の産業計・学歴計・企業規模計による全労働者の平均賃金年額四九九万八七〇〇円を基礎収入として、後遺症による逸失利益を算出するのが相当であるとした。

2 評価

これら諸判決の論理を要約すると、まず、(1) 実態として労働市場において男女の賃金格差があり、容易に解消されないことを認め、そのことと未就労年少者の就労可能性に男女差はないこととは別問題であり、現在就労している者の、既に男女差がついている賃金を未就労年少者の将来の基礎収入とする必然性はない。(2) 賃金に男女差が生じる主要な原因は、女子は従来の男女役割分担の下、家事労働(出産・育児も含む)との関係から就労期間、労働時間、職務内容が制約された状態にある者が多いためであり、本来有する稼働能力については、個人差があっても性別に由来する差は存在しない。(3) 未就労年少者の場合、多様な将来の就労可能性を有し、もはや男女差はないに等しいから、現在の賃金格差を将来の逸失利益の算定に反映させることは合理的ではない。(4) そ

もそも性別は年少者の属性の一つにすぎないのに、年少者の逸失利益の算定において他の属性を無視し性別のみを取り上げることが、未就労年少者の多様な就労可能性に対して、性別により差異を設けて差別することになり、妥当ではない。

また、(5) 法制度（雇用機会均等法・男女共同参画社会基本法の各制定・施行、労働基準法の改正による女性保護規定の撤廃）、社会環境や社会の意識（賃金格差の原因である就労形態の変化）等、女性をめぐる社会状況が大きく変化している今日、女性が将来選択し得る職業領域の多様性を反映するものとして、労働者全体の就労を基礎とする全労働者平均賃金を用いる方が、未就労年少女子にとって可能な限り蓋然性のある額を算出し得る、より合理的な算定方法である。(6) 未就労年少女子が生存していた場合、通常の能力と意欲さえあれば全労働者の平均賃金程度の収入を得ることはそれほど困難ではない社会基盤が形成されつつあるから、全労働者平均賃金を採用しても、損害の公平な分担という制度趣旨からみて、その算定額の蓋然性に看過し難いほどの疑いは生じていない。さらに、(7) 「女兒の逸失利益の算定に当たり、女子労働者平均賃金を用いても不合理ではない」とした最高裁判例は、合理的と認められる算定方法に幅を持たせると解され、女兒の逸失利益の算定において全労働者平均賃金を用いることを否定したものではないから、最高裁判例には抵触しない。

このような判断は、原告の主張に沿うものであり、論理的で正当な判決として支持できる。

ただし、年少女子への場合に全労働者平均賃金によったとしても、年少男子について基礎収入を全労働者平均賃金とすることは不利益変更になるから、従来どおり年少男子には男子労働者平均賃金とするならば、損害賠償額の男女格差は、従前よりも縮小する幅が広くなるにすぎず、根本的に解決しえない。この点、①東京高判平成一三年八月二〇日は「男女とも全労働者の平均賃金を用いた上で、生活費控除率も男女同一とすることがより簡明直截な

処理である」と付言しており、注目される。

しかし、未就労年少者の場合、死亡の時点における潜在的稼働能力に男女差はないとして、男女ともに同一の平均賃金を基準とするならば、逸失利益の理論的妥当性を追究すると、男子労働者の全年齢平均賃金と女子労働者の全年齢平均賃金との単純平均値を採用する必要がある³⁶⁾。

二 女子労働者平均賃金に基づく判決

1 高裁判決

⑥ 東京高判平成一三年一月三一日交通民集三四卷一号一頁

交通事故死した小学四年女子（九歳）Aの逸失利益の算定につき、原告らは、基礎年収を平成一〇年賃金センサスによる産業計・企業規模計・学歴計の全労働者平均年収額五〇三万〇九〇〇円を主張した³⁷⁾。第一審横浜地判平成一二年五月一日交通民集三三三卷三号七九九頁は、被害者に収入がなかった場合には賃金センサスにより死亡当時被害者が得る蓋然性がある収入を基に算出するところ、Aが死亡した平成八年当時男女間に労働市場において賃金格差があったことは事実であり、また将来何時どのように男女間の賃金格差がなくなるかは予想不可能であるとして、賃金センサス平成八年第一巻第一表女子労働者産業計・学歴計・全年齢計平均三三五万一五〇〇円を採用するのが相当と判示した。東京高裁も第一審を支持し、証拠及び弁論の全趣旨によれば、Aは本件事故当時小学校四年に在学する九歳の女子であることが認められるから、Aの死亡による逸失利益の算定に当たっては、基礎年収を賃金センサス平成八年第一巻第一表女子労働者産業計・学歴計・全年齢平均三三五万一五〇〇円とすることが相当であり、他に前記主張を認めるに足りる証拠はないとした。

⑦福岡高判平成一三年三月七日判時一七六〇号一〇三頁

交通事故により死亡した二歳女児Aの逸失利益の算定につき、原告らは、女子労働者の平均賃金を用いるのは相当ではなく、³⁸⁾平成九年の全男子労働者の平均賃金を、同年賃金センサス第一巻第一表中、産業計・企業規模計・男子労働者・学歴計の一八歳から六七歳までの各年齢階級毎の平均賃金を用いて算定すべきと主張した。³⁹⁾これに対して、第一審福岡地判平成一二年三月二九日判時一七五六号一〇四頁は、原告らの主張を全て退け、亡Aのような死亡時に現実の収入のない女児が被害者であり、将来の就労の時期、内容、程度、及び結婚後の職業継続の有無等将来につき不確定な要因が多い場合の逸失利益の算定において、賃金センサスにおける女子労働者の平均賃金を基準として、被害者が将来の稼働によって得たであろう収入額を算定することは、判例上、不合理とはいえないとされているとして、平成九年賃金センサス第一巻第一表の産業計・企業規模計・学歴計の女子労働者の全年齢平均賃金三四〇万二一〇〇円を基準として逸失利益を算定した。

福岡高裁も、第一審判決を全面的に支持し、有職者の逸失利益を算定する場合には現実の収入額を前提とするのであって、あるべき収入額を前提とするものではないことと対比しても、不確定要因の多い女児の逸失利益の算定に際し、その者が将来の稼働によって得たであろう収入額を算定する場合は、現時点においてわが国の現実の労働市場における実体を反映する賃金センサスにおける女子の平均賃金を基礎収入とすることが合理性を欠くものとはいえないと判示した。

「本件で問題とされているのは、職場における男女間の賃金格差の是正をいかにして図るかということではなく、交通事故で死亡した女子に係る逸失利益の算定に当たり、その基礎収入をいかなる基準により求めるのかということである。例えば、職に就き、定収入を得ている女子についての逸失利益を算定する場合には、原則として、その

者が現に得ている収入を基礎収入として算定することとなるのであり、その収入が賃金センサスによる女子平均賃金に見合う額ないしそれを下回る額の場合であっても、それが男女格差によるものであるとして、男子平均賃金をもって基礎収入とすることは、到底合理性を有するものとはいえないことは明らかである。」

⑧東京高判平成一三年一〇月一六日判時一七七二号五七頁

交通事故により死亡した一歳の小学女子Aの逸失利益の算定につき、原告らは、平成一一年賃金センサス全労働者、全企業規模計、学歴計、全年齢平均賃の年収四九六万七一〇〇円を基礎収入とすべきと主張した。⁽¹⁰⁾第一審千葉地佐倉支判平成一三年五月一七日判時一七七二号五七頁は、女子労働者の平均賃金を基礎として逸失利益を算定した。争いのない事実、証拠によれば、Aは、本件事故当時満一〇歳の健康な女児であり、死亡当時は満一一歳であった。Aの逸失利益を、平成一一年度賃金センサス産業計、企業規模計、学歴計、女子労働者の全年齢平均年収三四五万三五〇〇円を基礎に算定した。

東京高裁は、賃金センサスの数値は現実の労働市場における賃金の実態を反映していると解され、また、実態を反映する統計的数値に基づく推認は、蓋然性の証明において通常用いられる方法であるから、他により正確で利用可能な統計的数値等の資料がない場合には、従来の算定方法は、逸失利益の算定方法として合理的なものということができる」と判示した。逸失利益の算定にあたって男女で異なる数値を基礎収入に用い、その結果、男女で異なる逸失利益額が算定されること自体は、避けることのできない事態であり、男女差別で、不当ということとはできない。

また、逸失利益の算定で考慮すべきことは、単なる可能性ではなく、蓋然性であり、年少者の一人一人に男女を問わず等しい就労可能性が与えられていても、それが故に、一般的に女子が将来男子と同じ収入を得られる蓋然性

があるということにはならない。男女の平均賃金の格差はわずかず減少する方向にあることは窺われるものの、これが近い将来に解消するとはいいいがたい状況にある。この現実を無視して存在しない数値を算定の基礎とするのは、統計の利用による算定そのものの基本を危うくしかねず、賛同することができない。また、賃金センサスにおける女子労働者の平均賃金に関する統計が女子労働者の収入の実態を反映していないことを窺わせる証拠はないとした。

以上のとおり、賃金センサスに示されている男女間の賃金格差は、現実の賃金の実態を反映したものであり、この格差が近い将来に解消するとは認められない。そうすると、上記格差が解消することを前提に、女子年少者について、賃金センサスによる全労働者の平均賃金を基礎収入として逸失利益額を算定し、不法行為者にその損害賠償をさせることは、現段階においては、できる限り蓋然性のある額を算定することにより不法行為者と被害者の双方にとって公平な結果を実現しようという考えに照らし、必ずしも合理的な損害賠償額の算定方法ではない。さらに、幼少期における人の属性によってその人の将来を判定することには、おのずから限界があり、この限界を無視して算定することはできない。結局、本件において、Aの逸失利益の算定にあたり、女子労働者の平均賃金を基礎収入とすることは、合理的な損害額の算定方法といえると判示した。

2 評価

これら⑥東京高判平成一三年一月三十一日、⑦福岡高判平成一三年三月七日、⑧東京高判平成一三年一〇月一六日の諸判決は、不確定要因の多い女兒の逸失利益の算定に際し、その者が将来の稼働によって得たであろう収入額を算定する場合に、現時点において我が国の現実の労働市場における実態を反映する賃金センサスにおける女子の平

均賃金を基礎収入とすることが合理性を欠くものとはいえない。あるいは、賃金センサスに示されている男女間の賃金格差は現実の賃金の実態を反映したものであり、この格差が近い将来に解消するとは認められないから、解消することを前提に、女子年少者について賃金センサスによる全労働者の平均賃金を基礎収入として逸失利益の額を算定し、不法行為者にその損害賠償をさせることは現段階においてはできる限り蓋然性のある額を算定することにより、不法行為者と被害者の双方にとって公平な結果を実現しようという考えに照らし、必ずしも合理的な損害賠償額の算定方法ではないという。

そもそも、従来から男女格差の是正に消極的な裁判所は、逸失利益の基礎収入の認定は事実の問題であり規範の問題ではないから、被害者が本件事故に遭わなければ稼働を開始したであろう時期までに、現在の労働市場の実態とは異なる雇用形態、賃金体系等が支配する社会が到来することが高度の蓋然性をもって予測されるといえるが、証拠に基づき判断されなければならない。男女間の賃金格差が事実として存在しこの解消が容易に進まない現在の社会及び経済情勢に鑑みると、今後男女間の賃金格差がなくなる高度の蓋然性を認めるに足りる証拠はない。あるいは、上記のような社会状況の変化が認められるとしても、その変化は賃金格差の解消ないし縮小とは結びついていないから、全労働者平均賃金を得る蓋然性に疑いが残るとして、女子労働者平均賃金を用いてきた。

しかし、賃金センサスに示されている男女間の賃金格差は、本質的に稼働能力自体の男女差によるものではなく、男女の役割分業等、日本の雇用慣行に基づき多くの女性に強要されたものと考えられる。女性の給与賃金が男性よりも低い水準にある現状は、女性に対して公平平等な働く機会を与えていないという差別が存在するからである。

三 最高裁決定

1 全労働者全年齢平均賃金の維持

〔1〕最決平成一四年五月三一日交通民集三五卷三六〇七頁（②の上告審、上告棄却、不受理）

一四歳の中学女子の逸失利益について前掲原審大阪高判平成一三年九月二六日は、平成八年全労働者全年齢平均賃金四九五万五三〇〇円を用いた前掲第一審奈良地葛城支判平成一二年七月四日を支持したが、男性とのバランスを考慮し、生活費控除率を四〇パーセントから四五パーセントに変更した。

上告人らは、原判決は、①未就労年少者は現に労働に従事している者とは異なり不確定な要素があり多くの可能性を有すること、②法制度や社会環境の変化により就労形態にも変化を生じ、女性も男性並みに働き男性と同等に扱われる社会的基盤が形成されつつあることを理由に、賃金センサス女子労働者の全年齢平均賃金ではなく、全労働者の全年齢平均賃金を基礎収入として採用したのは、理由付けに不備があり、かつ憲法一四条一項の解釈を誤つたと主張した。

最高裁は、その実質は単なる法令違反を主張するものであり、明らかに民訴法三一二条一項又は二項に規定する事由に該当しないとして、上告棄却の決定をした。また、原判決は判例違背であり、民法七〇九条の解釈に関する重要な事項を含むという上告受理申立ての理由につき、民訴法一三八条一項により上告審とし受理すべきものとは認められないとの決定を下した。

〔2〕最決平成一四年七月九日交通民集三五卷四号九一七頁（①の上告審、上告棄却、不受理）

一 一歳の中学女子の逸失利益について、平成一二年全労働者全年齢平均賃金四九六万七二〇〇円を基礎収入とし、生活費控除率を四五パーセントとして算定した前掲第一審東京地判平成一三年三月八日を支持した前掲原審東京高判平成一三年八月二〇日について、最高裁は、女子労働者平均賃金を基礎収入としなかったのは判例違背及び経路則違背があるとしてなされた上告受理申立てに対し、上告審として受理しないと決定を下した。

2 女子労働者全年齢平均賃金の維持

〔3〕最決平成一三年六月二九日交通民集三四卷五号一一七一頁（⑥の上告審、上告棄却、不受理）

九歳女子の逸失利益について、平成八年賃金センサス女子労働者全年齢平均賃金三三五万一五〇〇円を基礎に、生活費控除率三〇パーセントとして算定した前掲第一審横浜地判平成一二年五月一日を支持した前掲原審東京高判平成一三年一月三一日について、最高裁は、上告を棄却し、上告受理申立てを受理しないと決定を下した。

〔4〕最決平成一三年九月一日交通民集三四卷五号一一七一頁（⑦の上告審、上告棄却、不受理）¹¹

二歳女兒の逸失利益について、平成九年賃金センサス女子労働者全年齢平均賃金三四〇万二一〇〇円を基礎に、生活費控除率三〇パーセントとして算定した前掲第一審福岡地判平成一二年三月二九日を支持した前掲原審福岡高判平成一三年三月七日について、上告人が、男子労働者の平均賃金か、少なくとも全労働者の平均賃金を基礎収入としなかったのは、憲法一四条に違反すると主張した。最高裁は、その実質は単なる法令違反を主張するものであり、明らかに民訴法三二二条一項又は二項に規定する事由に該当しないと見て、上告棄却の決定をした。

〔5〕最決平成一四年七月九日交通民集三五卷四号九二一頁（⑧の上告審、上告棄却、不受理）

一歳女子の逸失利益について、平成一一年女子労働者全年齢平均賃金三四五万三五〇〇円を基礎に、生活控除率三〇パーセントとして算定した前掲第一審千葉地佐倉支判平成一三年五月一七日を支持した前掲原審東京高判平成一三年一〇月一六日について、上告人が、賃金センサスの女子労働者平均賃金を基礎収入とし、全労働者の平均賃金を基礎収入としなかったのは、憲法一四條、三二條に違反し、かつ理由に不備・齟齬があると主張した。最高裁は、その実質は単なる法令違反を主張するものであり、明らかに民訴法三一二條一項又は二項に規定する事由に該当しないと見て、上告棄却の決定をした。また、原判決は、高裁の判例と相反する判断があり、男女平等の法理という重要な法律問題があること等を理由になされた上告受理申立てにつき、民訴法一三八條一項により上告審として受理すべきものとは認められないと決定した。

3 評価

前掲の高裁判決に対して、最高裁決定が相次いで下され、男女格差の問題について判例統一の絶好の機会かと思われた。しかし、最高裁は、損害賠償額の算定は原審の裁量に委ねるという従来からの立場を踏襲し、自らの立場を明らかにすることなく、いずれも原審の判断を支持し、「単なる法令違反を主張するもの」、あるいは「受理すべきものとは認められない」として、具体的な理由を示さず、上告を棄却し、また上告受理申立てを上告審として受理しなかった。⁽¹²⁾

その結果、最決平成一三年五月三十一日（②の上告審）、最決平成一四年七月九日（①の上告審）は、全労働者平均賃金を維持し、他方、最決平成一三年六月二十九日（⑥の上告審）、最決平成一三年九月二日（⑦の上告審）、最

決平成一四年七月九日(⑧の上告審)は、女子労働者平均賃金を維持した。

少なくとも結果的に、相反する高裁判断が確定したことは事実であり、事実審裁判所が全労働者全年齢平均賃金が女子労働者全年齢平均賃金か、いずれの見解をとるかにより、大きな違いが生じることとなった。したがって、最高裁が判例法理を統一する作業を行う価値は高かった。¹³⁾

今後の裁判実務はもとより、「人身事故の圧倒的事案を処理している自動車保険実務、医師賠償責任保険実務など、人身事故損害賠償責任保険の領域にも大きな混乱を与えることは否定できない¹⁴⁾」であろう。

しかし、このような最高裁の態度は、社会に対して男女差別は小さなければならぬという強い動機付けを与えない。最高裁に求められるものは、現状を追認するような論理ではなく、損害賠償上生じている男女格差という差別には厳しい態度で臨む論理を組み立てることである。

一般に、裁判所は、損害論に関しては、「控え目な算定」や「高度の蓋然性」を要求し、「損害の公平な分担」の名の下で、過失のある加害者よりも損害の発生につき無責の被害者に不利益を負わせる傾向にある。これにより、被害者の被った損害を常に切り捨ててきた。

経済学的見地からも、基本的に現在の算定方法は「将来所得の推計という最も肝要な問題」を回避しているため、「逸失利益は不当に低く評価されてしまう」という経済学者二木雄策教授の指摘¹⁵⁾は重要である。その上、年功序列型賃金体系の下では、男子労働者の年齢構成比が高年者に集中することに比べ、女子労働者の年齢構成比は結婚や出産による中途退職率の高い結果若年層に集中し、そのため賃金センサスの女子労働者平均賃金をより低くすることになる。これは、そもそも「センサスの平均給与というのは、主婦の労働を評価しないという想定の上で求められたものになっているからである」。最高裁はこの点を看過している。

結局、最高裁を始めとする支配的見解が、人間の価値評価を、そもそも単に労働力の対価として評価される賃金、あるいは賃金として評価される稼働能力のみに限定し、人間を経済的に把握するという発想自体から、所得の多寡とストレートに結びついた逸失利益の賠償を展開し、そこから「逸失利益の男女格差」問題が生じるのである。

四 その後の下級審の状況

1 全労働者平均賃金に基づく裁判例

地裁レベルにおいても、年少女子の事案で、全労働者平均賃金に基づく判決が多く下されている。たとえば、現状の男女賃金格差をなくすため七歳の女子の逸失利益の算定に当たり、全労働者の平均賃金をもって基礎収入とするのが相当であるとした、⁽⁴⁶⁾⑨大阪地判平成一四年二月七日交通民集三五卷一号二二四頁のほか、同趣旨の判決が次々に現れている。

最近では、たとえば、⁽⁴⁷⁾⑩岡山地判平成二一年八月二六日交通民集四二卷四号一〇九六頁は、九歳の女子の死亡逸失利益について、基礎年収は、男女雇用機会均等法の制定及びその後の改正により、雇用における男女の差別的取扱いが禁止され、法規制の上でも男女間の賃金格差を解消する方向性が明らかとなっている。行政庁においても、男女間の賃金格差解消のための指導体制をとっていることは公知の事実である。また、証拠（甲二七）によれば、昭和六一年から平成一九年の二二年間で、男性を一〇〇とした場合の一般労働者の男女間所定内給与格差は、女性は一五九・七から六六・九と、七・二ポイント上昇し、格差は縮小傾向にあり、今後はさらに加速すると考えられる。被害者が九歳の女兒である本件では、被害者の基礎年収として、賃金センサス平成一八年第一卷一表、産業計・企業規模計・男女計の全年齢平均の賃金額四八九万三二〇〇円を採用するのが相当である。また、生活費控除につい

ては、前記基礎年収額を採用することとの均衡上、四五パーセントを相当とした。⑪大阪地判平成二三年三月一日交通民集四四卷二号三三五頁が、生後八カ月の健康な女児の逸失利益につき、全労働者全年齢平均賃金を基礎収入とし、生活費控除を四五パーセントとして算定した。被告は、女子労働者全年齢平均賃金を基礎に、生活費控除率を三〇パーセントというが、年少女子の場合、将来に不確定な要因は少なくないが、他方、種々の可能性があるともいえ、近時の女性労働者の就労状況等によれば、今後男女の賃金格差は縮小する見込みにあると考えられること等の事情も勘案すると、被告の上記主張は採用できないとした。

⑫京都地判平成二二年三月三一日LEX/DB35442127において、近年、男女の賃金格差が縮小傾向にあり、今後もそのような傾向が続くと予想されることに加え、Aが死亡当時一二歳であり、多様な就労可能性を有していたことに鑑み、Aの逸失利益を算定するに当たつての基礎収入については、全労働者平均賃金を採用するのが相当である。なお、原告は、男子全平均賃金を採用すべきと主張するが、男女の賃金格差が縮小傾向にあるとはいえず、Aの稼働するであろう期間において、女子の平均賃金が男子と全く同等になるとまでは必ずしもいえないし、Aは死亡当時一二歳であり、将来男子と全く同等の賃金を得るかどうかは不確実としかいえないから、原告ら主張の男子全平均賃金ではなく、全労働者平均賃金を採用するのが妥当である。なお、未就労の年少男子の場合との均衡等を図る必要があるから、生活費控除率は四五パーセントが相当とした。また、⑬東京地判平成二三年六月二二日交通民集四四卷三号七九頁は、本件事故当時五歳の女児の年齢を考慮すれば、後遺障害による逸失利益算定上の基礎収入額は、症状固定時（一一歳）の平成二〇年賃金センサス男女計全年齢平均賃金を採用するのが相当であると判示した。

2 女子労働者平均賃金に基づく裁判例¹⁷⁾

原告自ら女子労働者平均賃金で請求した事例を除き、全労働者平均賃金等を主張したが認められなかった事例として、たとえば、以下のようなものがある。¹⁴⁾東京地判平成一四年六月二四日交通民集三五卷三号八六七頁において、二〇歳の大学二年女子につき、原告らは、未就労の在学女性が死亡した場合における逸失利益の算定の基礎としては、在学女性が将来において選択し得る職業領域の多様さを反映するものとして、賃金センサスの女子の平均賃金ではなく、大卒男子の平均年収額と大卒女子の平均年収額の平均値の方がより合理性を有するものと考えられると主張し、平成一二年の大卒男子労働者の全年齢平均賃金と大卒女子労働者の全年齢平均賃金の平均値年額五六一万二六五〇円を基礎に、生活費控除率を三〇パーセントとして請求した。これに対し、東京地裁は、同年賃金センサス大卒女子労働者全年齢平均賃金年額四四万五四〇〇円を基礎に、生活費控除率三〇パーセントで、逸失利益を算定した。「少なくとも中学生までの年少女子については、将来の逸失利益の算定に際して、賃金センサスにおける女子労働者の平均賃金ではなく、女性が将来において選択し得る職業領域の多様さを反映するものとして、全労働者平均賃金を基礎収入とすることがより合理的である」。しかし、「義務教育を修了した後の女性の場合には、一般に将来の進路、職業選択についての希望や予定がある程度具体化するであろうから、あらゆる職種に就く可能性を前提にした全労働者の平均賃金を用いる根拠が薄弱化することは否定できないし、未就労であったことのみをもって、現在の女性の賃金水準を反映したものではない全労働者の賃金水準で算定すると、既に就業した同年代の若年労働者の逸失利益の算定方法との均衡を失うことになりかねない。」と判示した。

¹⁵⁾大阪地判平成一六年三月二九日交通民集三七卷二号四五三頁において、原告らは、一九歳の大学一年女子Aの逸失利益の算定に当たり、基本的には全労働者平均賃金によるべきであるが、亡Aは大学生であったから、賃金セ

ンサス大卒女子全年齢平均賃金と大卒男子全年齢平均賃金との平均値を基礎に、生活費控除率を四〇パーセントとして請求した。大阪地裁は、原告らの主張する各種法整備が進みつつあることは事実としても、既に大学へ入学し、まもなく社会に出るであろう亡Aが就労期間を通じて原告らの主張する程度の収入を得られる蓋然性があつたと認めるには足りないとして、賃金センサス産業計・企業規模計・大卒女子全年齢平均賃金を採用した。

⑯横浜地判平成一九年三月一二日自保ジャーナル一六九六号四頁は、九歳の小学女子につき、原告の全労働者平均賃金の主張を、原告において、本件事故がなかったならば、女性労働者の平均賃金を超えて全労働者の平均賃金を得られたという蓋然性を認めるに足りる証拠がないとして、否定した。⑰仙台地判平成二〇年一〇月二二日LEX/DB2521284において、二歳の女児Aの逸失利益の算定に当たり、原告らは、男女共同参画社会の到来といった社会情勢や男女雇用機会均等法施行等の法制度の変化によって男女の収入格差が解消ないし縮小すること照らせば、Aは将来において全労働者平均賃金相当額の収入を得る蓋然性が高いと主張した。これに対し、仙台地裁は、事故当時みられた男女の賃金格差が将来どの時点で完全に解消されるかを予想するのは不可能であるとして、賃金センサスによる男女別平均賃金を基礎収入とするのが相当と判示した。

結局、男女間の賃金格差が事実として存在し、今後、男女間の賃金格差がなくなる高度の蓋然性を認める証拠はない。あるいは、社会状況の変化が認められるとしても、その変化は賃金格差の解消ないし縮小とは結びついていないから、全労働者平均賃金を得る蓋然性に疑いが残るとして、裁判所は、女子労働者平均賃金を用いてきた。そもそも、賃金センサスは各年齢階級の平均値にすぎず、これを具体的な個人が将来取得する所得として推計することは、まさに裁判所のいう不確実さを被害者に押しつけたことにはかならない。他に基準を見出せないため賃金セ

ンサスを利用しているとしても、賃金センサスを具体的な個人の将来所得の推計に用いることは不確実な推計を行うことであり、裁判所は、一方では不確実性を理由に原告の主張を退けながら、他方では不確実なことを行うという論理矛盾を犯している。

「正当な理由に基づいた、男女間格差を是正するような新しい基準が裁判所によって定立されなければ、司法に対する信頼を回復することはできないであろう」⁽⁴⁸⁾。

3 その他の裁判例⁽⁴⁹⁾

たとえば、⁽¹⁸⁾名古屋地判平成一五年四月二八日交通民集三六卷二号五七四頁において、一五歳の音大附属高校女子Aの逸失利益の算定に当たり、原告らは、芸術家に性差はないとして、賃金センサス産業計・企業規模計・大卒・男子労働者全年齢平均賃金を基礎にすべきと主張した。名古屋地裁は、同音大附属高校の卒業生の八割から九割強が音楽大学に入学していることから、Aは大学を卒業し音楽関係の仕事に就職した蓋然性が高く、バイオリン演奏において専門的な技術を有しており、このような職種において男女間に賃金格差があるとは認められないとして、男子大卒労働者の全年齢平均賃金の九割を基礎収入と認め、生活費控除率を三五パーセントとした。なお、この判決に対しては、「男女格差が生じないと認められるような職種に就く蓋然性がある場合には」、「むしろ、全労働者の平均賃金を基礎収入とし、同平均賃金を増額して基礎収入を認定する方法を採ることも考えられる」⁽⁵⁰⁾。

⁽¹⁹⁾京都地判平成二三年三月二一日交通民集四四卷二号三五七頁は、一七歳の高校二年女子Aの死亡逸失利益の算定につき、原告らの男子の大卒平均賃金と生活費四〇パーセント控除の主張に対し、平成二一年賃金センサスの大卒業者の男女平均、産業計、企業別計、全年齢平均賃金年収六〇九万七二〇〇円を基礎収入とし、二二歳から六

七歳まで生活費控除率を四五パーセントとして算定した。Aは死亡時一七歳で、在籍していた高校は中高一貫の進学校で、Aは学業成績も優秀で、高校二年生の三月卒業式で在校生を代表して送辞を述べており、また本件事故以前に具体的な大学進学希望を既に表明し、父母らもこれを応援していた事実を認め、大学に進学し卒業する蓋然性を認定した。なお、今後五〇年程度将来までにわたる男女の賃金格差の動向については、男女雇用機会均等法の施行や、男女共同参画政策の推進などに照らし、格差が相当程度縮小してゆくことが予想され、五〇年後まで概ね現在と同様の性別による賃金格差が維持されると予想することに合理性は見いだせず、若年未就労女性の基礎収入については男女平均賃金を採用することにもむしろ合理性が認められると判示した。また、長期的に男女賃金格差が不変で推移することを前提としなければ合理性を見いだせないとする被告らの主張も、(1)男女の賃金格差は全て女性に対する就職及び職業遂行上の不当な差別が原因で発生していること、(2)数十年の期間の内に女性に対する就労上の差別は基本的に撤廃され、その結果女性の平均賃金が男性の平均賃金とほぼ等しくなると予想されるということの二点を前提としないと合理性が根拠付けられないとする原告らの主張も、ともに採用できないとした。

ちなみに、五五歳の主婦Aが死亡した事案で、^{②0}大阪地判平成一八年一〇月一八日自保ジャーナル一七一五号一三頁は、単なる家事労働だけでなく障害者である長女の介護をも担っていたとして、本件事故後、残された家族である原告夫及び同二女に大きな負担がかかっていることを考慮し、Aの死亡逸失利益につき、全労働者平均賃金を基礎に、生活費三〇パーセント控除で認定した。^{②1}東京地八王子支判平成一二年五月九日自保ジャーナル一三六三号三頁は、四一歳の有職女子の後遺障害につき、「原告が、少なくとも労働者の平均賃金を得べき労働能力を有していたことは明らかであるから、平成八年における全労働者の平均賃金額を基本として逸失利益を算定するのが相当である」と判示した。そして、男女別平均賃金は、「必ずしも男女の各労働能力の的確な評価の結果とは言い難

い」上、「原告は現に男性に伍する収入を得ていたこと、扶養家族を有し、将来も同様の収入を得るため稼働すべく、またそれが可能な状況にあったことより、原告の労働能力を算定するに女子労働者のみの平均賃金をもってするのは妥当ではない」とした。さらに、男子について、②横浜地判平成二年六月五日自保ジャーナル一三六三号三頁は、一七歳男子の死亡逸失利益につき、③神戸地判平成一三年三月九日自保ジャーナル一四〇八号三頁は、一〇歳男子の後遺障害による逸失利益につき、それぞれ全労働者全年齢平均賃金を基礎収入と認めた。

4 小括

年少者の逸失利益をあくまでも所得喪失説の立場から捉え、当該年少者が労働市場においてどれだけの収入を得る蓋然性があったかを基準に算定するならば、現実の労働市場における男女の賃金が問題となってくる。したがって、現実の実態として現在の労働市場において男女の収入に賃金格差が存在する以上、これを反映した賃金センサスの男女別の平均賃金により算定すべきとした。さらに、原告らが主張する男女格差を是正ないし解消する方向で検討することについては、(1) 男女間の著しい賃金格差が全て不当な要因によってもたらされたと断定しえないこと、(2) 本件女児が稼働を開始する頃に右格差が解消する蓋然性が高いことを示す証拠がないこと、あるいは(3) 右格差が将来縮小されるとしてもその幅はどれくらいかを現在合理的に推認しうる資料がないこと等を理由に、否定的に解する。

しかし、これらの判決は、賃金格差をもたらす要因について十分に検討しないまま現実の賃金格差を是認するという大きな問題を残している。一般に、男女賃金格差の主な要因として言われるのは、何よりも(1) 女性は結婚・育児により雇用が中断し勤続年数が短いため年功序列賃金体系が適用されないこと、(2) 女性の雇用分野が低賃

金産業・中小企業に集中し、また補助的職務に固定される場合が多いこと、(3)女性のパート・タイマーの増加により女子平均賃金が引き下げられていること、(4)男性の残業時間の増加に伴い男子平均賃金が増えていること、である。

これらの要因は、本質的に稼働能力自体の男女差によるものではなく、性別役割分業と日本的雇用慣行に基づき多くの女性に強要されたものである。とりわけ、賃金センサスに示されている平均給与は就業労働者数の年齢構成比をウェイトとした加重平均であつて単純平均ではないため、センサスの平均値を用いて逸失利益を計算すると、現時点での被害者が過去四〇余年間の社会の有り様のすべてを集約して背負うことになる。この加重平均の利用により、たとえば中卒男子労働者が得る利益と大卒女子労働者が失う利益との間には四四・五パーセントもの格差が生じる。⁽⁵¹⁾「この値は逸失利益の算定の基礎として賃金センサスの平均給与を用いることが、被害者を、その性・学歴の違いによつて極めて不公平に扱うことを端的に示している。⁽⁵²⁾」それにもかかわらず、統計上の賃金格差を是認する前記諸判決は、社会的に規定された女性の地位を追認するものであり、男女差別を容認した判決と言えよう。

IV 考察

問われるべきは「実態」そのものの正当性であり、「実態」とは別の正当化がなされなければ、男女格差は許容すべきではないと考える。また、損害賠償の算定方法は、未就労年少者の場合、単なる事実の認定ではなく、裁判所による損害評価という規範的评价を含む創造的行為であり、このような損害論が自覚的に展開される必要がある。

損害が法的概念であるならば、実務のとる逸失利益の算定においても、何らかの法的評価を伴うものであるはずである。

実務でよく用いられている賃金センサスは、他に客観的な資料がない以上、個別的具体的な収入額を立証できない被害者の場合、重要な資料と位置づけ、その男女別平均賃金は、現在における支配的な雇用形態や賃金体系等のもとにおける事実として存在する客観的な男女別の平均賃金額を示しているから、基本的にはこれに基づき逸失利益を算出すべきであった。

しかし、既に述べたように、他に基準を見いだせないため賃金センサスを利用しているとしても、そもそも賃金センサスは各年齢階級の（加重）平均値に過ぎないから、賃金センサスを具体的な個人の将来所得の推計に用いることは不確実な推計を行うことにほかならない。判決は、一方では不確実性を理由に原告の主張を斥けながら、他方で不確実なことを行うという論理矛盾を犯している。まさに年少者の死亡事例では、将来が不確実であるという理由で損害賠償がきわめて控え目に算定され、その結果現実には被った損害が填補されていない実情は見過ごされたままである。

民事訴訟における損害賠償制度の目的・機能を、遺族の救済を図るため、損害の公平な分配を前提に被害者に生じた損害を回復させるためのものであるとして、交通死亡事故の抑止という観点から賠償額を決定すべきではないと判断している点も、問題である。これは、損害賠償はどのような機能を営むべきかという損害賠償の機能・目的の問題であるが、進んで、われわれはどのような損害賠償制度を構築していくべきかという制度設計の問題とも関連している。

私は、被った損害の填補だけでは足りず、より積極的に抑止・制裁という方向が重要になると解する。なぜなら

ば、社会問題化した交通事故問題を解決することは社会が求めていることであり、自動車を使用することにはコストがかかるということを人々に気づかせることが抑止につながるものであり、そのためには賠償額を高額化することに論理的な意味がある。加害者の責任を容易に認めても、肝心の賠償額が低く被害者及び遺族本位の賠償論が展開されなければ、結局被害者及び遺族の気持ちは慰撫されず、いつまでたっても救われぬ。それゆえ、被害の実態を直視し被害の実態に対応したものととしてどれくらいの金額が適切であるのか、さらに議論する必要があるのはいうまでもない。私は、人間尊重・生命尊重を柱とする適切な賠償額が創りださなければならないと考えている。

従来、伝統的な見解が、人間の価値評価を単に労働力の対価として評価される賃金、あるいは賃金として評価される稼働能力のみに限定し、人間を経済的に把握するという発想から、損害賠償額の男女間格差を、賃金の男女差として表面的にとらえているため、男女格差の問題は解消し得ない。そもそも、所得の多寡とストレートに結びついた損害賠償論こそが、問題解決の重大な障害となっている。人間を労働力の面から価値規定を行うのは極めて一面的である。このような現在の人身賠償論のあり方こそ、理論的にも具体的妥当性の面からも問われるべきではないか。裁判実務に定着している人身損害賠償についても、積極的に批判的検討を重ね、公平・平等な、あるべき損害賠償制度について、具体的かつ規範的に考察すべきである。

やはり親が最も願うのは、子供を失ったという事実自体による親の悲しみ、悲嘆、精神的な苦しみ、将来、子供が成長していく過程で親子が互いに享受し合う有形・無形のさまざまな楽しみを無残にも奪われた喪失感、絶望、やり切れなさ、あるいは加害者に対する怒り等を正当に評価して償って欲しい、ということに尽きる。親の悲しみに子供の性別は関係ない。まして、人間の生命の価値に差をつけることはできない。損害賠償額における男女格差の問題は、公平・平等を実現しようとする現代社会においては、早急に解決されなければならない重要問題である。

社会が生命をどのように評価しているかという社会規範や文化・人間観を反映した評価方法に基づくならば、人命を軽視する社会では生命の評価額は低くなり、逆に人命を尊重する社会では高くなる。生涯将来所得よりも生命の価値の方が大きい。それゆえ、このような評価方法こそが個人の尊厳・人間の平等・人間の尊重といった損害賠償法上の理念と調和すると考える。そこには男女格差の問題は内在していない。

私は、生命侵害に基づく損害賠償論において、「生命の喪失」という非財産的損害を評価する要素として、人間は労働するために生きているのではなく人生を享受するために生きていることを基礎に、経済的・道徳的・哲学的価値など、全ての価値を含む人間の価値全体として捉えたい。それは、とりもなおさず、死者の家族全体・家族関係に対する価値そのものである。したがって、遺族固有の損害を測る上で、失われた被害者の生命の価値評価により、遺族の悲しみをその本体とする非財産的損害について賠償しようとする方法を提示したい。そして、当事者の主張・立証に枠づけされた裁判官の裁量によって適切な損害賠償額が創り出されることになる。

V おわりに―今後の課題

逸失利益の賠償を前提として、実務のように年少女子の逸失利益を全労働者平均賃金に基づき算定する場合、今後の課題として、(1) 死亡の場合は生活費の控除割合をどうするのか、(2) 全労働者全年齢平均賃金を採用すべき年少者の範囲はどこまでか、(3) 年少男子の場合も、年少女子と同じく全労働者全年齢平均賃金を基礎収入とするか、それとも、男子労働者全年齢平均賃金と生活費控除割合五〇パーセントを維持するか、が挙げられる。⁶⁵⁾

(1) については、通常、「全労働者全年齢平均賃金＋生活費控除割合四五パーセント」が組み合わせられている。「技巧的ではあるが、女性と男性の基礎収入認定における格差を縮め、結論の妥当性を確保するという点で優れている」⁽⁵⁴⁾。ただし、年少者の後遺障害についての逸失利益の事案では、この調整方法は使えない。冒頭の一〇歳女子の例では、平成二四年賃金センサスより全労働者平均賃金年額四七二万六五〇〇円、生活費を四五パーセント控除すると、一〇歳女子の逸失利益は三一九六万九五七五円で、男子との差は六〇万〇四五円となる。生活費控除割合を四〇パーセントとすると、一〇歳女子の逸失利益は三四八七万五八八八円となり、逆に男子の逸失利益よりも二三〇万五八七五円高くなっている。

また、(2) について、以下のような意見⁽⁵⁵⁾がなされている。すなわち、通常、義務教育終了時まで、中学生以下の年少者、と言われているが、もう少し広げてもいいのではないか。高校生でも全労働者平均賃金を用いてもよい事例もあるのではないか。大学生の場合でも認める余地があるのではないか。つまり、「年少者については多様な就労可能性がある」ことを主要な根拠に、男女を合わせた全労働者の平均賃金を用いると、高校生の場合、「高校卒業近くまでは進路は未定な場合が多い」から、「原則として男女を合わせた全労働者の平均賃金を用いるのが相当ではなからうか」あるいは、「原則として一五歳の中学卒業までとし、高校生についてはケース・バイ・ケースで判断していった方がいいのではないか」。逆に、「一五歳の中三の女子と一六歳の高一の女子との間で」「劇的な差を設ける必要はない」。年少者の範囲を義務教育終了までに限る必要はない。「具体的な被害者の将来の可能性に対する主張立証責任が、被害者の中学卒業を境に被害者側に移る」という考え方もありうる。⁽⁵⁶⁾

さらに、(3) 年少者の逸失利益の男女差を解消するならば、年少男子も、年少女子と同じ全労働者平均賃金を基礎収入として、生活費控除割合も同じにする必要がある。たとえば、平成二四年賃金センサスによると、全労働

者平均賃金は、男子労働者平均賃金の八九パーセント強にすぎないから、従来よりも年少男子の逸失利益額は減少することになる。また、生活費控除割合は、年少男女ともに五〇パーセントか、四五パーセントか、三〇パーセントか、これも問題となろう。

ちなみに、前掲・東京高判平成一三年八月二〇日判時一七五七号三八頁は、傍論で、以下のとおり述べた。女子年少者の逸失利益の算定について全労働者の平均賃金を用いても、男子年少者の逸失利益の算定について男子労働者の平均賃金を用いるならば、なお、男女間の格差が残存する。男子年少者の逸失利益の算定についても全労働者の平均賃金を用いることとすると、男子については従前よりも賠償水準が低下することとなる。そこで、実務上、男子年少者の逸失利益の算定については従前どおり男子労働者の平均賃金を用いた上で、生活費控除率を男子の五〇パーセントに対して女子は四五パーセント（従前は三〇〜四〇パーセント）として実質的に男女間の格差を解消しようとの工夫も提唱されている」が、そのように技巧的な操作をするくらいであれば、「男女とも全労働者の平均賃金を用いた上で、生活費控除率も男女同一とすることが、より簡明直截な処理である」。

さらに、この点に関連し、「男女とも男子平均賃金を用いた上で、生活費控除割合も男女同一の五〇パーセントとした方が」、男子については従来方式と同じで金額が下がらず、「生活費控除割合について技巧的な操作をする必要もないから簡明直截な処理であり」、「後遺障害事案の格差是正に効果的である」、「女子の平均賃金においては、女子の労働能力が十分に評価されていない」、むしろ「労働能力のほとんどが評価されているものと捉えることができる男子労働者の平均賃金をもって逸失利益賠償額を算定することにより男女間格差を解消する方向に向かわせるのが合理的ではないか」、「後遺障害による逸失利益の男女間格差（及び死亡事案との不公平）」の問題を解消するためには、男女とも全労働者平均賃金を使用するか、または男女とも男子平均賃金を使用するしかない」が、

「後者の方法が妥当であらう。」との意見がみられる。

なお、一〇歳男子の後遺障害逸失利益を全労働者の全年齢平均賃金で算定する神戸地判平成一三年三月九日自保ジャーナル一四〇八号三頁が現れた。

最後に、(4) 未就労の年少女子の事案で全労働者全年齢平均賃金に基づいて男女格差を是正しながら、現に働いている若年の有職女子や、労働市場から撤退した専業主婦の事案で、従来どおり短大卒ないし大卒の女子労働者全年齢平均賃金、又は女子労働者全年齢平均賃金によるならば、逸失利益額に逆転現象が生じうる。この逆転現象を是認してよいか。ちなみに、平成二四年賃金センサスによると、大卒の女子労働者全年齢平均賃金額四四三万四六〇〇円は、全労働者平均賃金四七二万六五〇〇円の九三・八パーセントにあたる(両者の差額は二九万一九〇〇円)。(4) については、有職者や主婦の場合は自ら選択をした結果であり、逆転現象もやむを得ないとも言えるのではないか。これに対し、年少女子の場合は、就労は遠い将来のことであり、その頃には今現在よりも社会が進展し、男女格差はなくなる方向に動いていることが予想されるから、逆に女子労働者の平均賃金では合理性に欠けることになる。

(1) 二木雄策『交通死——命はあがなえるか——』(岩波書店、一九九七年)二〇〇頁。

(2) 塩崎勤「主婦の逸失利益」判タ九二七号二九頁(一九九七年)。

(3) 大塚直「保護法益としての人身と人格」ジュリスト一一二六号三六頁(一九九八年)。「逸失利益の算定において、収入差・男女差を平等原則との関係からどう扱うかは将来的なテーマ」、同四六頁(「性差別は、憲法一四条が明文で禁止するところであり」、「男女同様の平均賃金を基礎とすることがより強く望まれる。」「民訴二四八条が、損害の証明が困難な場

合について、損害額の算定が裁判所の創造的行為であることを定めたところから、少なくともこのような場合（年少者の逸失利益はこれにあたる）には、国の機関である裁判所が、男女の賃金格差を前提とした判断をすることは、法の下の平等に反するものと解されるおそれがある。君塚正臣「交通事故致死女兒の逸失利益の算定方法と男女平等」『平成一三年度重要判例解説』ジュリスト一三二四号二頁（二〇〇二年）（その背後には日本国憲法一四条の男女平等の要請がある。）「問題は、そこで考慮されるのが本人の能力や意思ではなく、親の地位や経済力、性別、特異な遺伝子といった『生まれ』に関わる場合である。民法七〇九条を解釈し賠償額を算定するにあたり、やむにやまれぬ目的も必要最小限度の手段性もなくこれらを活用することには違憲性が残ろう。」。植木淳「【判例評釈】女子年少者の逸失利益の算定と男女平等」六甲台四九卷二号二三三頁（二〇〇二年）（『性別』という特徴は、その人自身の努力によっては如何ともしがたい生来的特徴であるため、それによる判断は『平等』という理念によって否定されるべきであろう。）、同二四〇頁（「一般論として、『損害賠償額の公正な算定』という目的が重要なものであっても、それは『男女平等という理念』にとっては外在的な利益にすぎない」、「性区分』を正当化しうるにたる『重要な政府利益』にはなりえない。従って、『男女別賃金による算定』という手段が、『損害賠償額の公正な算定』という目的達成のために『実質的関連性』を有するものであっても、それによって憲法違反たるを免れることにはならない。」）。

（４）①拙稿「未成年女子の生命侵害に基づく損害賠償論——史的展開と近時の理論動向——」石田喜久夫先生古稀記念『民法学の課題と展望』（成文堂、二〇〇〇年）七〇七—七四八頁、②拙稿「逸失利益（２）——女兒の場合」交通事故判例百選【第四版】一一二—一一五頁（一九九九年）、③拙稿「女子年少者の逸失利益を全労働者平均賃金を用いて算定した事例」判例評論五二〇号二四—三五頁（二〇〇二年）、④報告「損害賠償額の男女間格差について」『人身損害に関する諸問題』交通法研究三九号五八—六九頁（二〇〇二年）。なお、⑤渡邊和義報告（未就労年少者の逸失利益の算定における男女間

格差」『高齢化社会と交通法』交通法研究二九号一〇〇—一〇一頁（二〇〇一年）に対するコメント（同交通法研究二九号一三—一四頁）も参照。

(5) 井上繁規・中路義彦・北澤章功「交通事故による逸失利益の算定方式についての共同提言」判時一六九二号一六二頁以下（二〇〇〇年）。

(6) 同右一六一頁。

(7) 同右一六一頁。

(8) 他に、慰籍料額は、裁判所の裁量により公平の観念に従い、諸般の事情を総合的に斟酌して定めるべきものであり、原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて原審の算定した慰籍料の額が著しく不当なものということはできない、ライブニッツ式計算法が交通事故の被害者の将来の得べかりし利益を現在価額に換算するための中間利息控除の方法として不合理なものとはいえないと判断された。

(9) 他に、逸失利益の算定にあたり、将来のベースアップ分を考慮すべきかという論点もあるが、本稿では、紙幅の都合上、取り扱わない。

(10) 他に、「原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて原審の算定した慰籍料の額が不当なものであるということとはできない」と判断された。

(11) たとえば、五六年判決の第一審東京地判昭和五三年一〇月二三日交通民集二三卷六号一四二九頁（三割五分）、六一年判決の第一審東京地判昭和五七年四月二〇日交通民集一五卷二号五〇六頁及び原審東京高判昭和五九年一月二三日交通民集一九卷六号一五四〇頁（三割）、六二年判決の第一審長野地木曾支判昭和五七年三月二六日交通民集二〇卷一号六頁（四割）、原審東京高判昭和五七年二月二〇日交通民集二〇卷一号一〇頁（三割五分）。

これに対して、大阪地判昭和五九年二月二八日交通民集一七卷一号二六一頁は、昭和五十七年賃金センサスによる男女の二二万円の初任給差について、右格差が全て不当な要因によってもたらされたものとは言えず、「女子の生活費控除額を男子よりも低く見積らなければ不合理な結果を招来するほどのものとは認められない」とした。

(12) たとえば、東京地判昭和四九年二月一九日判時七四六号六三頁（二歳の女兒、年額二四万円）、五六年判決の原審東京高判昭和五五年一月二五日交通民集一三卷六号一四二六頁（年額六〇万円）。

(13) たとえば、東京地判昭和四九年二月一九日判時七四六号六三頁、五六年判決の原審東京高判昭和五五年一月二五日交通民集一三卷六号一四二六頁。

(14) たとえば、五六年判決の原審東京高判昭和五五年一月二五日交通民集一三卷六号一四二六頁。

(15) たとえば、早くは、五六年判決の第一審東京地判昭和五三年一〇月二三日交通民集一三卷六号一四二九頁（八歳女兒の死亡逸失利益の算定に当たり、特に理由を述べることなく金労働者平均賃金を用いた）、六一年判決の伊藤正己裁判官の補足意見。

(16) たとえば、年少者ではないが、大阪地判平成六年八月二六日交通民集二七卷六号一九〇七頁（短大を卒業し幼稚園教諭として稼働する二二歳の女子、将来的の昇給を考慮し男子労働者短大卒二〇〜二四歳の年収額）。

(17) たとえば、神戸地判平成八年五月一四日交通民集二九卷三号七一九頁（男女の大卒初任給の単純平均値）、控訴審前掲大阪高判平成九年五月二九日交通民集三〇卷三号六四六頁（男女の大卒全年齢平均賃金の加重平均値）。

(18) 田邨正義「交通事故訴訟の処理上の問題」新・実務民事訴訟講座5（日本評論社、一九八三年）一八頁注（23）。

(19) 渡邊和義報告「未就労年少者の逸失利益の算定における男女間格差」交通法研究二九号一〇〇—一一〇頁（二〇〇一年）、同・判タ一〇二四号二四—三〇頁（二〇〇〇年）。

- (20) 交通民集三一卷索引・解説号四一〇—四一八頁(二〇〇一年)。
- (21) 同右四一〇頁。
- (22) 河邊義典「東京地裁民事交通部における事件処理の現状」法律のひろば五四卷二二号七頁(二〇〇一年)。
- (23) 同右八頁。
- (24) 司法研修所「損害賠償請求訴訟における損害額の算定——平成一三年度損害賠償実務研究会 結果要旨」判タ一〇七〇号四頁以下(二〇〇一年)。
- (25) 同右一一—一二頁。
- (26) 同右一一頁。
- (27) 東京三弁護士会交通事故処理委員会・財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部共編『民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準二〇〇二(平成一四年)』二六九—二七〇頁。
- (28) 判タ一〇八八号五八—五九頁(二〇〇二年)。
- (29) 大島眞一「逸失利益の算定における中間利息の控除割合と年少女子の基礎収入」判タ一〇八八号六五—七三頁(二〇〇二年)。
- (30) 四〇周年記念座談会「東京・大阪・名古屋の民事交通部における逸失利益算定・慰謝料算定の現状——三庁共同提言をふまえて——」日弁連交通事故相談センター編『交通賠償論の新次元——財団法人日弁連交通事故相談センター設立四〇周年記念論文集——』(判例タイムズ社、二〇〇七年)二七—三〇頁参照。
- (31) 齊藤顕「4・逸失利益の算定における賃金センサス」財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部編『民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準 下巻(講演録編)二〇〇七(平成一九年)』一〇九頁。

(32) ちなみに、「赤い本」は、女子年少者の逸失利益について、「全労働者（男女計）の全年齢平均賃金で算定するのが一般的である。」「青い本」（財団法人日弁連交通事故相談センター専門委員会編『交通事故損害額算定基準——実務運用と解説——21訂版』（平成二〇〇年））一二二頁は、「最近の下級審裁判例は年少女子（少なくとも義務教育修了前）については、全労働者（男女計）平均賃金を基礎とする方法を採用していると言つてよい」と記述された。

(33) たとえば、毎日新聞は、②原審につき、二〇〇〇年七月二〇日付一面（逸失利益「男女格差は差別」／交通事故死の中 学生賠償訴訟／奈良地裁葛城支部判決／全労働者の平均で算定）／「人間の価値」多様に評価を、同二七面（「命の値段」差はない／逸失利益「平等」判決／親の悔しさ「常識」崩す／弁護士も考え改め）で、大きく報道した。②判決についても、二〇〇一年九月二七日付二七面で、逸失利益に男女格差なし／大阪高裁も認める／交通事故死めぐり五四〇〇万円支払い命令、と報じた。日本経済新聞も、二〇〇一年四月二〇日付夕刊二一面で、交通事故 子供の逸失利益訴訟／「命の値段」男女差縮まる？／見直しの判決相次ぐ／解消までには時間も、と見出しをつけて解説をしている。

また、毎日新聞は、①判決につき、二〇〇一年三月九日付二八面で、「逸失利益 男女平等に」／女児事故死賠償判決原告側「流れが定着」／東京地裁、同年八月二一日付二三面で、事故死の逸失利益 男女同一／東京高裁も認定／二審で初、と報道している。

(34) 財団法人日弁連交通事故相談センター専門委員会編『交通事故損害額算定基準 20訂版 二〇〇六』九四頁（いわゆる「青い本」）。ちなみに、いわゆる「赤い本」（財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部編『民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準 上巻（基準編）二〇〇六』八三頁は、「女子年少者の逸失利益につき、女子労働者の全年齢平均賃金ではなく、全労働者の全年齢平均賃金で算定する裁判例がある。」との紹介だけであった。

(35) 本文で紹介した判決以外に、以下の判決がある。④福岡高判平成一六年二月一日判時一八九三号二八頁 X₁はYの開

設するA病院に入院し、分娩誘発剤（子宮収縮剤）であるオキシトシンの投与を受けて分娩中、子宮破裂を起こし、帝王切開によりX₂を出産したが、X₂は、この間に生じた低酸素性虚血性脳症により重大な後遺障害を遺したため、X₁とX₃は、A病院の担当医師の不法行為責任を主張し、Yに対して損害賠償を求めた事案。第一審福岡地判平成十一年七月二十九日判時一七二八号八四頁は、X₁とX₃の主張を認め、Yの使用責任を肯定した。Y控訴。X₁とX₃も附帯控訴し、X₂の後遺障害による逸失利益につき、以下のように主張した。乳幼児の逸失利益の計算にあたって、現状の女子の平均賃金（男性より極めて低い）を採用することは、違法な男女差別の結果生じている賃金差を前提とし、固定するものであり、憲法一四条、また差別是正の義務を締約国に義務づけた国連の女子差別撤廃条約に違反する。さらに一九八五年に我が国でも雇用機会均等法ができ、雇用における差別を禁止する法律が整いつつある状況を鑑みれば、X₂が就労可能な年齢に達するころには、現状の男女賃金格差は是正されているはずである。現状の男女賃金格差をなくすため七歳の女子児童の逸失利益の算定にあたり、全労働者の平均賃金をもって基礎収入とするのが相当であるとした大阪地裁平成一四年二月七日判決のほか、同様の趣旨の判決が次々にできてきている。東京地判平成一三年三月八日判決は、東京高裁でも維持され、上告棄却で確定している。これに対して、福岡高裁も、分娩担当医師にはX₁に対する分娩誘発剤（子宮収縮剤）オキシトシンの投与に関する適切な分娩管理を怠った過失があり、これにより本件子宮破裂を発生させてX₂の低酸素性虚血性脳症とこれに起因する脳性麻痺に陥らせたものであるから、YにはX₁とX₃に生じた損害を賠償義務があるとして、一審同様、Yの使用責任を認めた。そして、症状固定当時一歳のX₂の後遺障害による逸失利益の算定に当たっては、平成四年賃金センサスによる全労働者（産業計・企業規模計・学歴計）の平均賃金（年収）四六九万七一一〇〇円にライブニッツ係数七・九二七〇（一六六年の係数一九・二〇一〇から一七年の係数一一・二七四〇を引いたもの）を乗じるのが相当と判示した。

⑤大阪高判平成一九年四月二六日判時一九八八号一六頁 事故当時小学六年女子Xが交通事故による後遺障害逸失利益

の算定につき、基礎収入は、症状固定時（一三歳）に控訴人Xが義務教育過程に就学していたことやその性別等に加えて、Xが五級二号に該当する高次脳機能障害を後遺症として残しながらも、学校での勉学・部活動に励み、高校・大学に進学し、現在も懸命に大学での就学に努力していることから窺われる同人の本来有していた能力、意欲、家族の支援からすれば、本件事故に遭わなければ大学を卒業して就職し得たであろうことが容易に推認されること等に照らせば、Xの主張にかかる全労働者平均賃金を基準とするのが相当であり、直近の平成一六年賃金センサス第一巻第一表・産業計・企業規模計・学歴計の全労働者・全年齢の平均賃金の年収四八五万四〇〇〇円を基準とするのが相当であると判示した。

(36) 大阪高判平成九年五月二九日交通民集三〇巻三号六四六頁の原告の主張、判解・同巻索引・解説号三二六四頁以下参照。

(37) 原告らの主張は、以下のとおりである。すなわち、「賃金センサス」によれば、女子労働者の全年齢平均賃金は男子労働者の約七〇パーセントにとどまるが、この賃金格差は男女の労働能力の差を正当に反映したものではない。男女雇用機会均等法の施行を一つの契機として、女性の社会的進出は近年急速に進みつつあり、現在の賃金格差が将来にわたって解消されないことは到底考えられない。また、「賃金センサス」の女子労働者に関する統計は家事や育児のための労働に多くの女性が従事している現実を全く反映していない。未就労の女兒の逸失利益を算定するにあたり、「賃金センサス」の女子労働者平均賃金額を機械的に適用することは、憲法一四条、労働基準法（男女同一賃金の原則）の趣旨にも反する不当なものである。

(38) 原告らの主張は、以下のとおりである。すなわち、男女間の平均賃金の格差は、憲法一四条、女子差別撤廃条約、労働基準法四条等に違反して、女性を差別してきたこれまでの違法な雇用現場の実状の結果であり、女子労働者の平均賃金を損害賠償額の算定の基準とすることは、合理性を欠く。五六年判決・六一年判決・六二年判決は、男女間の賃金格差を、その要因について十分検討を加えることなく、無条件に容認し、格差を前提とした賃金センサスの数値につき、それが現

実の労働市場における実態であるとして、規範的評価を加えず、統計数値の算出方法等も問題とすることもないまま、右数値を女兒の逸失利益の算定の基礎として用いることを合理的とする。しかし、合理性の判断を基礎づける社会事情は、現在では大きく異なっており、このような社会変化の状況を無視して、過去数十年間にわたる差別の結果の反映ともいえる賃金センサスの平均賃金の差をそのまま二歳の女兒の逸失利益の算定に反映させることは、現時点では、不合理といふべきである。また、女兒の逸失利益を算定するにあたっては、女子の無償労働（家事、育児労働）を、少なくともこれを提供したために失った有償労働による賃金程度に、正當に評価すべきである。平成九年賃金センサスの第一巻第一表中、全産業計・学歴計の女子の平均賃金三三五万一五〇〇円に、同年度の有配偶者・有業の女性の無償労働の評価額約一七七万円（経済企画庁が労働省の賃金構造基本調査の産業計の平均賃金を用いて、無償労働を機会費用法（無償労働を、これを行うことにより、市場に労働を提供することを見合わせたことよって失った賃金で評価する方法）により評価した金額を加えると、同年の全労働者平均賃金額である四九五万五三〇〇円を超え、同年の男子の平均賃金の五六七万一六〇〇円に近い、五一二万一五〇〇円となる。以上から、女兒の逸失利益の算定にあたって、男子の平均賃金を用いることは、何ら不当なことではなく、むしろ、女子の労働能力を適正に評価することになり、憲法が定める両性の平等にも適う結果となる。

(39) 原告らは中間利息控除割合についても議論するが、本稿では、男女格差問題に限定しているため、省略する。この中間利息控除割合の問題については、別稿に期することにした。

(40) 原告らは、雇用機会均等法の施行、労働基準法の女性保護規定の撤廃、男女共同参画基本法の施行など男女の雇用に関する法律は、男女の平等社会の実現を目指して変化しており、女子の逸失利益の算定にあたり、全労働者の平均賃金を基礎とした判決も出されている。さらに、現実の社会においても、男女賃金格差はなくなりつつあり、将来も男女間格差の

是正が予測される。また、Aは、学校の成績も良く、両親は共に留学経験を有するから、Aも将来的には国際社会で活躍することが、強い蓋然性で予測される立場にあった。これらの点を考慮すると、Aの逸失利益は、賃金センサスによる全労働者の平均賃金を基礎収入として算定されるべきであると主張した。

(41) 昨今の低金利状態に応じ、逸失利益の中間利息控除割合を民事法定利率の五パーセントより低減させるかという論点については、本稿では、紙幅の都合上、取り扱わない。

(42) 潮見佳男「未就労年少女子の逸失利益に関する最高裁決定の問題点」自保ジャーナル一四五三三頁。

(43) 同右三頁（理論のみならず、裁判実務・保険実務に無用の混乱をもたらす）ことになる。

(44) 伊藤文夫「未就労児童の損害賠償額の算定をめぐって」平沼高明先生古稀記念論集『損害賠償法と責任保険の理論と実務』（信山社、二〇〇五年）四九頁、五四頁。

(45) 二本雄策「逸失利益は正しく計算されているか——経済学的視点からの検討」ジュリスト一〇三九号七三頁（一九九四年）。

(46) たとえば、全労働者全年齢平均賃金を用い生活費控除率を四五パーセントとした事例は、大阪地判平成一四年二月七日交通民集三五卷一五二一四頁（七歳女子）、大阪地判平成一四年四月二三日交通民集三五卷二五七一頁（一歳女児）、名古屋地判平成一五年三月一九日交通民集三六卷二二三三頁（一歳女児）、東京地判平成一五年六月二六日判時一八二八号五〇頁（一一歳女子）、東京地判平成一五年三月二七日交通民集三六卷二二四一三頁（九歳女子）、大阪地判平成一八年八月二四日自保ジャーナル一六九七号一五頁（一二歳女子）、大阪地判平成一九年五月九日交通民集四〇卷三三六〇八頁（七歳女子）、東京地判平成一九年六月二七日交通民集四〇卷三三八一六頁（六歳女子）、秋田地判平成一九年七月五日判時一九八二号一三六頁（一〇歳女子）、千葉地裁平成一九年一〇月三一日交通民集四〇卷五号一四二三三頁（一二歳女子）、仙台

地判平成二〇年一月一七日自保ジャーナル一七三五号一八頁（一五歳女子）、大阪地判平成二〇年三月一三日交通民集四一巻二二〇号三二〇頁（三歳女子）、さいたま地判平成二〇年五月三〇日LEX/DB28141856（二歳女子）、大阪地判平成二〇年三月一三日交通民集四一巻二二〇号三二〇頁（三歳）、名古屋地判平成二二年一月一六日交通民集四二巻五号一三二一頁（一〇歳）、名古屋地判平成二二年二月二日交通民集四二巻六号一五七一頁（事故時一二歳）。

また、たとえば、名古屋地判平成一七年三月二九日交通民集三八巻二二五〇九頁（三歳女子、生活費四〇パーセント控除）、横浜地判平成一九年三月二九日自保ジャーナル一六九六号一〇頁（一九歳大学一年女子、後遺障害）、東京地判平成一九年一月一七日交通民集四〇巻六号一六一九頁（七歳女子、生活費三〇パーセント控除）。

- (47) たとえば、東京地判平成一四年四月一六日自保ジャーナル一四四五号二頁（一七歳の高校二年女子の後遺障害による逸失利益につき、原告の全労働者全年齢平均賃金に基づく請求に対し、i 同世代就労する者も現れることとのバランス、ii 本件原告は事故後一時期歯科衛生士を希望し専門学校に入学した点から、全労働者全年齢平均賃金を否定し、女子労働者平均賃金に基づき算定）、大阪地判平成一八年九月二九日自保ジャーナル一七〇四号二二頁（一八歳の予備校女子）、横浜地判平成一九年三月一二日自保ジャーナル一六九六号四頁（九歳の小学女子）、大阪地判平成二二年一月三〇日交通民集四二巻二二〇号一〇一頁（事故時一歳（症状固定時九歳）の後遺障害による逸失利益につき、女子平均賃金を基礎に算定）、大阪地判平成二三年三月二五日交通民集四四巻二二〇号四一九頁（二〇歳の大学女子Aの逸失利益につき、証拠によっても、全労働者平均賃金額を取得する蓋然性はいまだ認められず、大卒女子労働者全年齢平均賃金を認定）。

- (48) 野崎綾子「日本型『司法積極主義』と現状中立性——逸失利益の男女間格差の問題を素材として——」『法の臨界I』（東京大学出版会、一九九九年）九七—九八頁。

- (49) 年少者ではないが、二〇歳の大学二年女子Aの逸失利益につき、山形地裁米沢支部判決平成一八年一月二四日交通民

集三九卷六号一六六五頁は、男子大卒労働者全年齢平均賃金と女子大卒労働者全年齢平均賃金との平均賃金である年収を得る蓋然性があつたとして、前掲は正方法の七番目をとつている。Aは海洋関係の研究をし、将来環境に優しい製品の研究開発に携わる希望を持ち水産学部に入学したこと、同学部を平成一七年度に卒業した女性五九名中、二〇名が就職、三名が進学し、同年度に大学院水産科学研究科修士課程を修了した女性三六名中二七名が就職、四名が博士課程に進学していることを考慮したものである。なお、生活費控除率は、基礎収入の認定につき、大卒男子の収入も考慮したこととの均衡から、四〇%を相当とした。

(50) 齊藤・前掲注(31) 一一〇頁。

(51) 二木・前掲注(45) 七四―五頁、同『逸失利益の研究 経済学から見た法の論理』(知泉書館、二〇一〇年) 二三頁―三一頁参照。

(52) 同・前掲注(45) 七五頁。

(53) 齊藤・前掲注(31) 一〇九―一一〇頁、財団法人日弁連交通事故相談センター専門委員会編『交通事故損害額算定基準 二〇訂版 二〇〇六』九四頁。

(54) 「7 年少女子の死亡逸失利益」東京三弁護士会交通事故処理委員会編『新しい交通賠償論の胎動——創立40周年記念講演を中心として——』(ぎょうせい、二〇〇二年) 一一二頁。

(55) 前掲注(30) 四〇周年記念座談会二八、二九、三一、三四頁。前掲注(20) 交通民集三一巻索引・解説号四一二―四一六頁の渡邊発言、藤村発言、淡路発言、山田発言、野村発言参照。

(56) 前掲注(54) 一一三頁。

(57) 大嶋芳樹「7 女兒の逸失利益を考える」高野真人他編『交通事故賠償の再構築』法律のひろば創刊六〇周年記念別冊

(二〇〇九年) 七二頁。

(58) 潮見佳男『不法行為法』(信山社、一九九九年) 二五〇頁。

(59) 大嶋・前掲注(57) 七二頁。